

**全国厚生労働関係部局長会議  
年金局 説明資料**

**平成28年1月20日  
厚生労働省年金局**

# 目次

## 1. 制度部門

- 公的年金制度改革の方向性 ..... 3
- 企業年金・個人年金の普及・拡大 ..... 11

## 2. 事業部門

- 国民年金保険料の収納対策等について ..... 14
- 国民年金等事務取扱交付金について ..... 18
- 年金生活者支援給付金について ..... 23
- 年金記録の訂正手続 ..... 26
- 個人番号利用等についての対応 ..... 27

# 1. 制度部門

# 「社会保障審議会 年金部会における議論の整理」(平成27年1月)で示された検討の方向性

年金部会において  
議論された検討課題

「議論の整理」(平成27年1月)  
で示された検討の方向性

1. 短時間労働者に対する被用者保険の  
適用拡大



○更に適用拡大を進めていくことが必要

・ 500人以下企業等に任意の適用拡大を認めることも一案

2. 高齢期の就労と年金受給の在り方



・ 65歳まで現役として捉え、就労して保険料を負担し、負担に応じた年金の受給が自然。安定財源の確保と併せて検討。  
・ 高齢者が年齢に関わりなく活躍し続けられる社会環境の整備が課題。

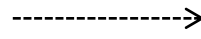
3. 年金額改定(スライド)の在り方



○ 将来世代の給付水準確保を図ることが必要

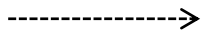
・ 物価>賃金の場合に賃金変動に合わせる考え方を徹底  
・ マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要

4. 高所得者の年金受給の在り方・年金制  
度における世代内の再分配機能の強化



税制や福祉制度などを含めた全体の見地から検討すべき課題と整理

5. 働き方に中立的な社会保障制度  
(第3号被保険者制度の在り方を含む)



まずは被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏むべきと整理

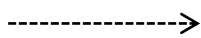
6. 第1号被保険者の産前産後期間の  
保険料の取扱い



○ 次世代育成支援の観点から配慮が必要

・ 第1号被保険者も、産前産後期間は前年度所得にかかわらず、保険料を免除することに合理性あり  
・ この間の給付は満額保障が望ましく、その見合いの負担を第1号被保険者全体で分かち合うことが必要

7. 遺族年金制度の在り方



共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様について、時間をかけて基本的な考え方の整理から行うべき課題と整理

# 主な改正検討項目

社会保障・税一体改革、社会保障制度改革国民会議における議論や、平成26年財政検証、「社会保障審議会 年金部会における議論の整理」（平成27年1月）等を踏まえ、年金制度の持続可能性を維持するとともに、将来世代の年金給付水準の確保を図るため、以下の項目について法改正を行うことを検討。

これらは、一億総活躍社会の実現の取組にも合致。

〔一億総活躍社会の実現に向けた  
「新・三本の矢」との関係〕

## 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

- 狙い：○中小企業の人材確保努力をサポート  
○非正規労働者の処遇改善（格差是正）  
○制度を支える担い手確保に寄与し、年金財政にもプラス

➡ 第1の矢「希望を生み出す強い経済」  
第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」  
第3の矢「安心につながる社会保障」

## 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

狙い：次世代育成支援の強化

➡ 第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」

## 3. 年金額改定（スライド）の在り方の見直し

- ①マクロ経済スライドによる年金額調整の在り方の見直し  
②賃金変動が物価変動を下回る場合の年金額改定の見直し

➡ 第3の矢「安心につながる社会保障」

狙い：高齢世代にも一定の配慮を行いつつ、若い世代の給付水準を確保

# 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

## 対応の方向性

- 平成28年10月の被用者保険の適用拡大(※)の施行以降の日から、適用除外とされた**500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能**とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)

※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

現行

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月～)

500人以下の企業等にも適用拡大

○週30時間以上

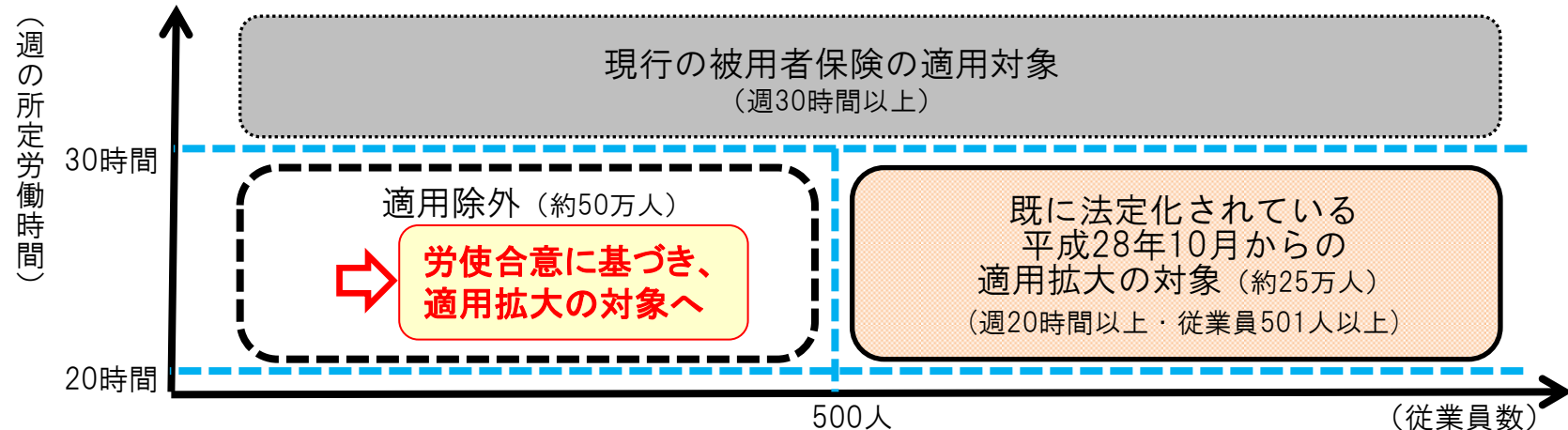
- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 **501人以上の企業等**  
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

左記①～④の条件の下、**500人以下の企業等**について、

- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- ・国・地方公共団体は、**適用**とする

※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

## <被用者保険の適用拡大のイメージ>

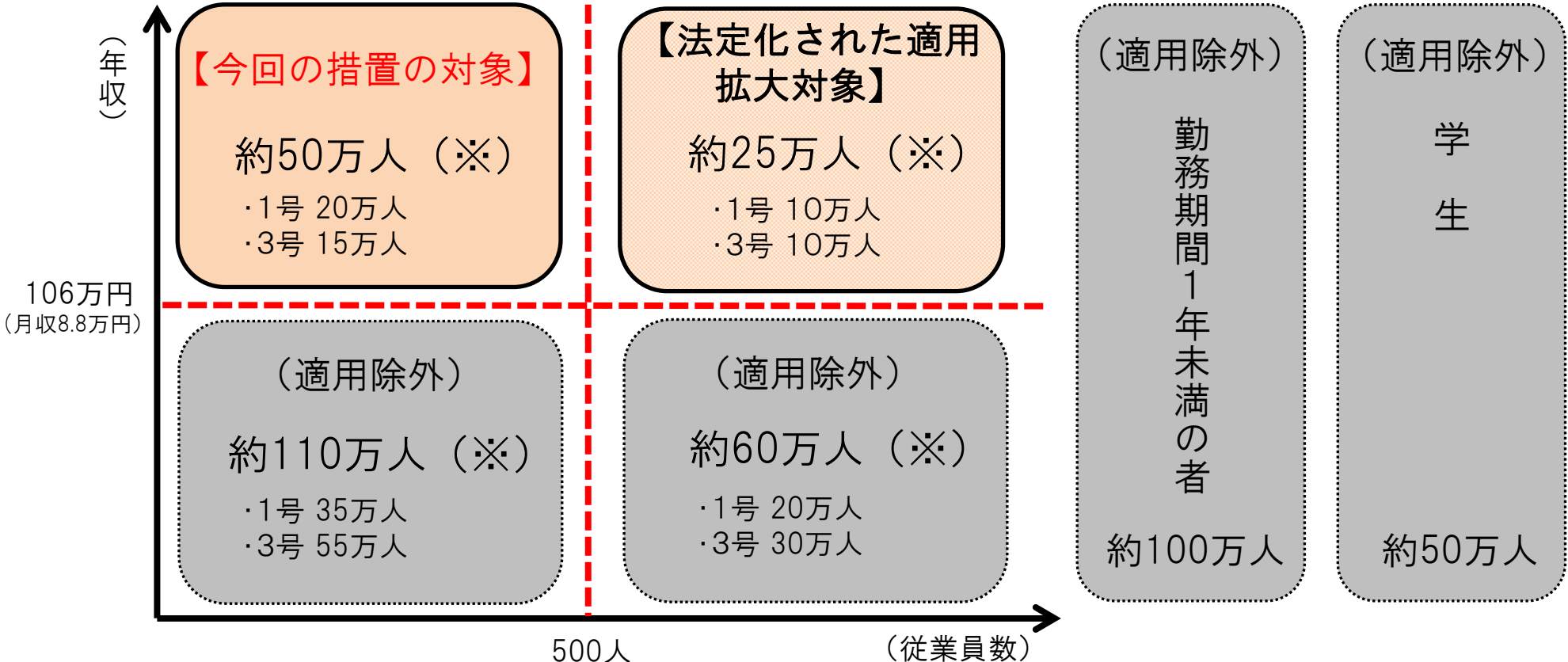


※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施予定。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)

# (参考)平成28年10月施行の適用拡大の対象

- ① 週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外

## 週20～30時間の短時間労働者(約400万人)



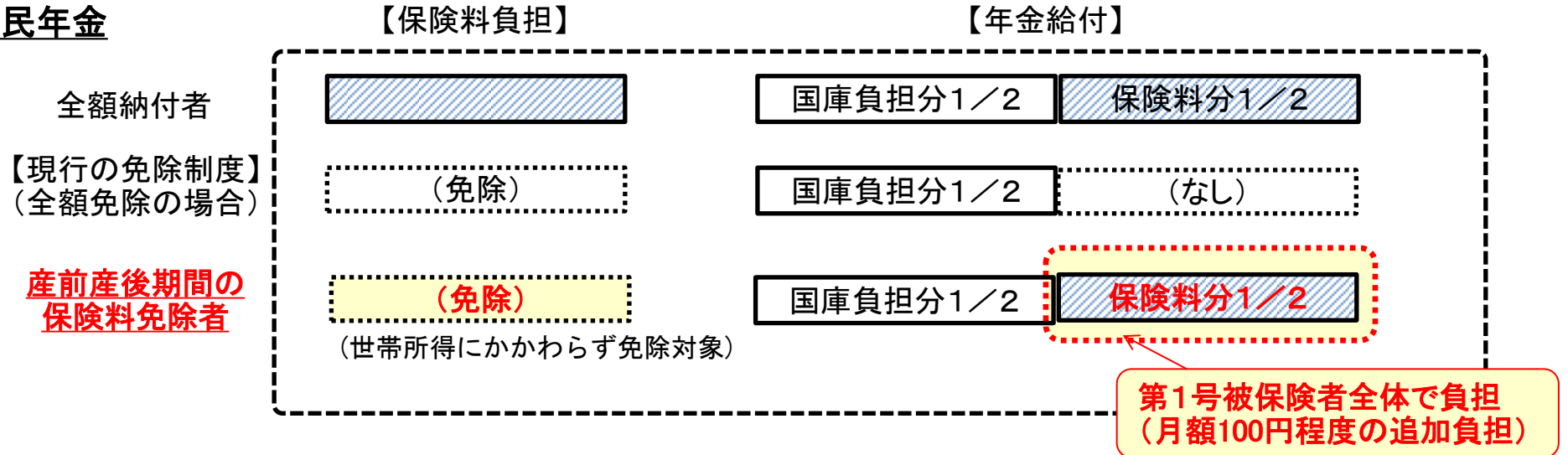
(※) 対象者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者のほか、60歳以上の者や20歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。

## 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

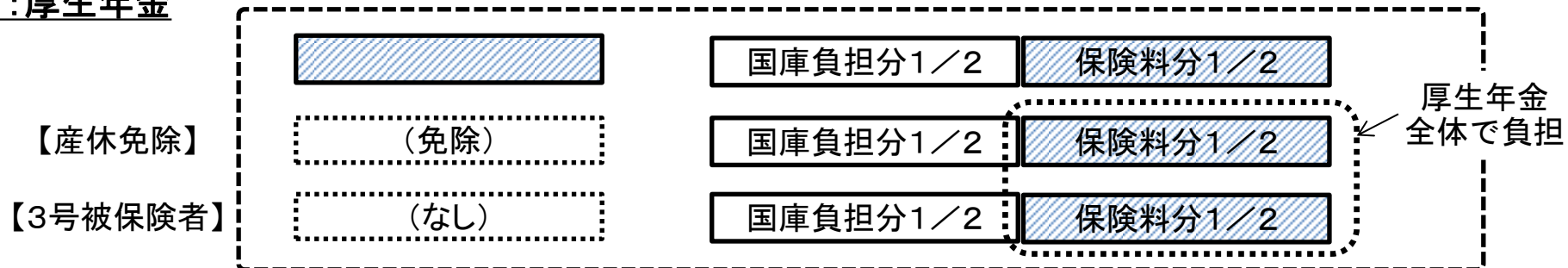
### 対応の方向性

- 次世代育成支援のため、**国民年金第1号被保険者の産前産後期間**(出産予定日の前月から4ヶ月間)の**保険料を免除**し、**免除期間は満額の基礎年金を保障**する。(対象者:年間20万人程度の見込み)
- この財源として、**国民年金保険料を月額100円程度引き上げ**、国民年金の被保険者全体で対応する。

### 国民年金



### 参考: 厚生年金





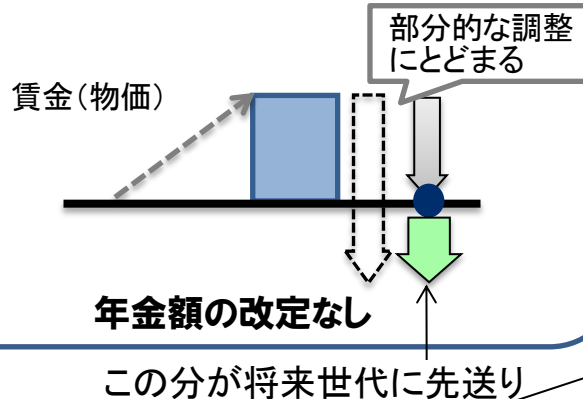
### 3. 年金額改定(スライド)の在り方の見直し①

—マクロ経済スライドによる年金額調整の在り方の見直し—

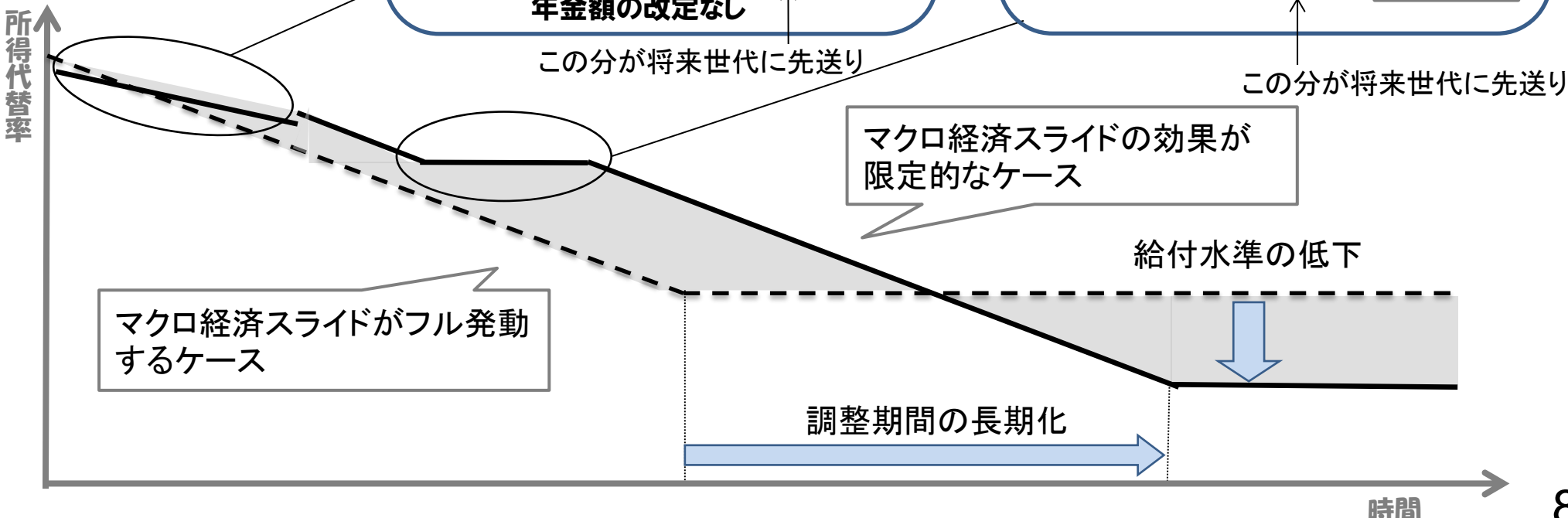
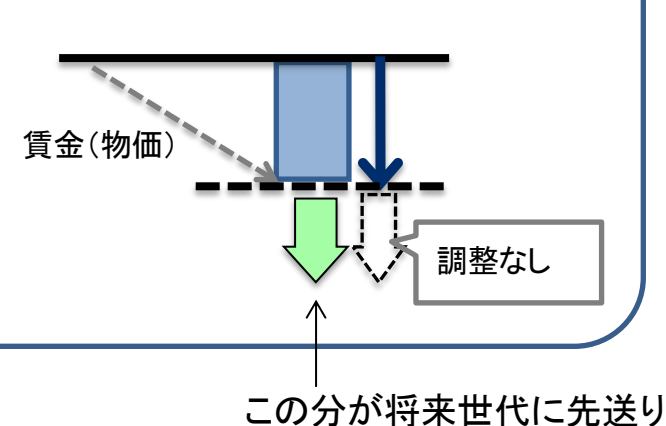
#### 対応の方向性

- 現行の仕組みでは、下図の↓部分が数十年先の将来世代の年金給付水準の低下という形で先送りされる。
- 現在の受給世代に配慮しつつ、将来世代の給付水準の確保のため、できる限り早期に調整を行うこととする。

#### <賃金・物価の上昇が小さいケース>

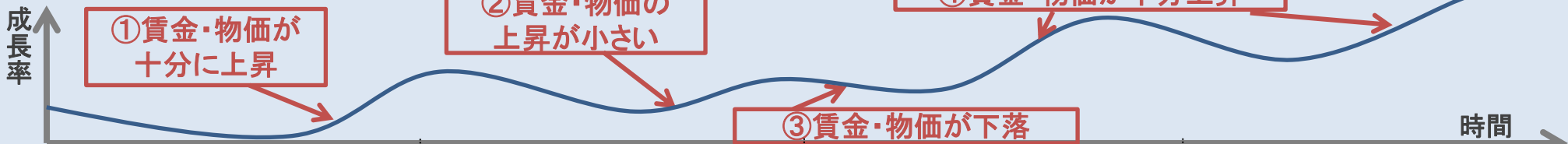


#### <賃金・物価が下落するケース>



# 現在の受給世代と将来の受給世代のバランスも考慮したマクロ経済スライド調整の在り方

## 経済変動イメージ図



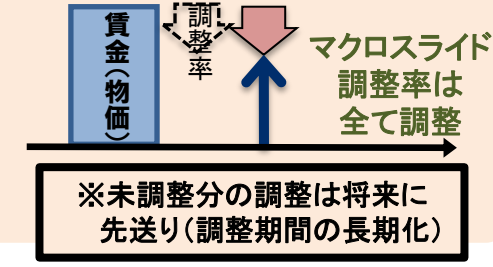
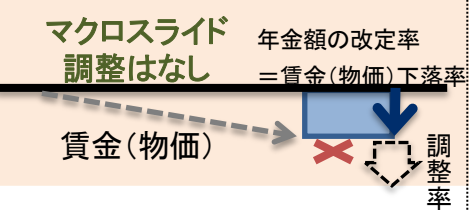
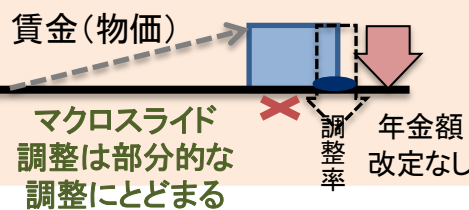
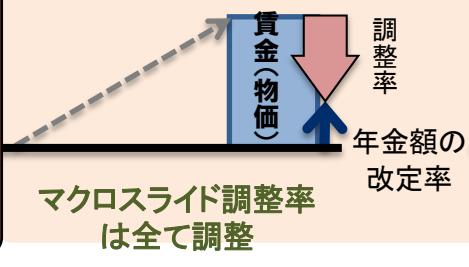
①賃金・物価が十分に上昇する場合

②賃金・物価の上昇が小さい場合

③賃金・物価が下落する場合

④(再び)賃金・物価が十分に上昇する場合

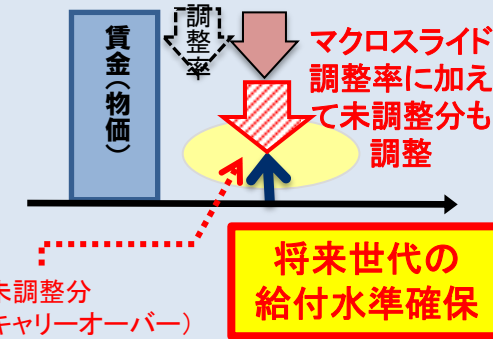
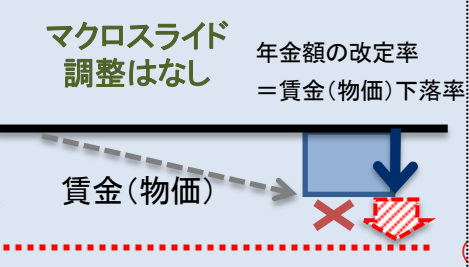
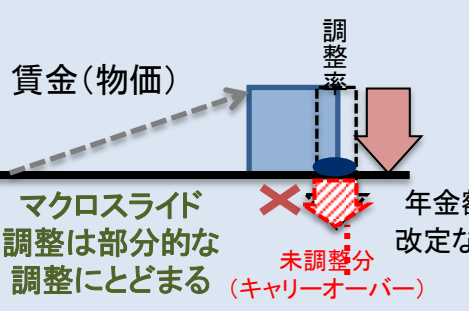
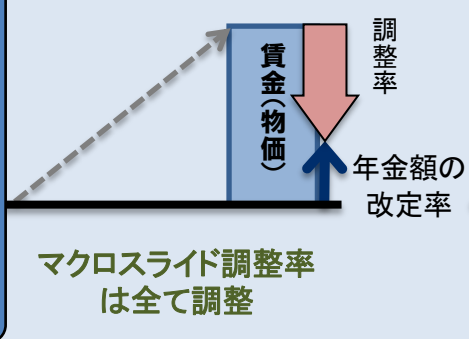
(現行ルール)



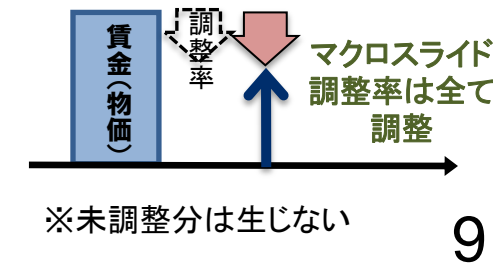
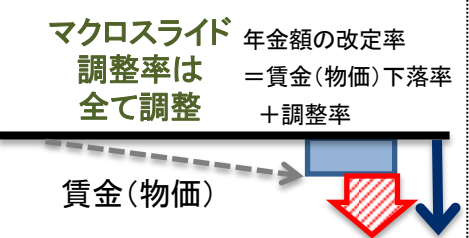
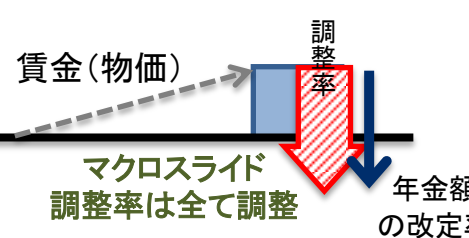
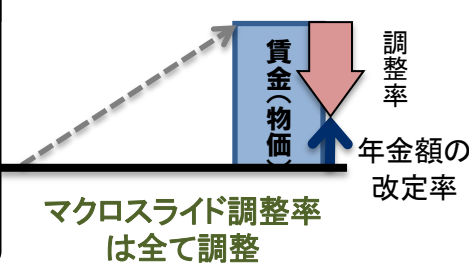
名目下限措置  
+ 未調整分の繰越し

### a. 年金額の名目下限措置を維持

### b. キャリーオーバー分の調整




参考  
(フル発動)  
名目下限撤廃



### 3. 年金額改定(スライド)の在り方の見直し②

－賃金変動が物価変動を下回る場合の年金額改定の見直し－

#### 対応の方向性

- 年金は現役世代の保険料により支えられており、負担能力に応じた給付としていくことが適切。
- デフレ脱却を図った後も、中長期的な景気循環の中でも将来世代の給付水準が保たれるよう、以下の図の  の分を年金額改定に反映させる仕組みを講じることとする。

#### 賃金・物価ともにプラスの場合

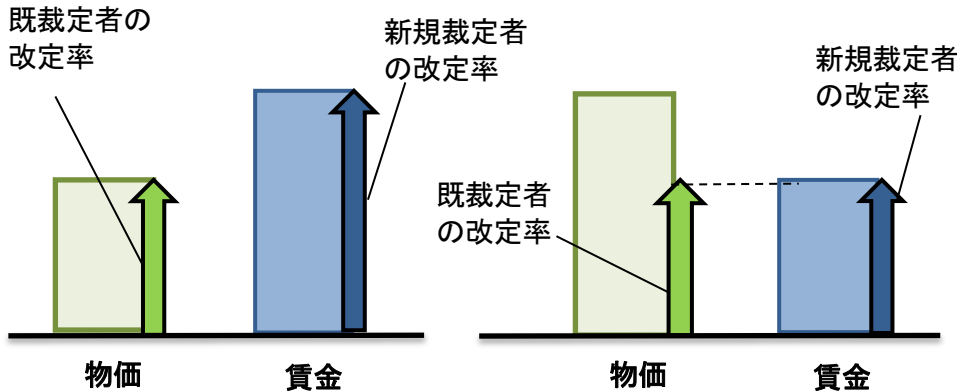
- 賃金・物価ともに上昇する場合は、新規裁定者は賃金上昇、既裁定者は物価上昇をベースに改定。
- ただし、賃金変動が物価変動を下回る場合は、ともに低い賃金上昇をベースに改定。

賃金変動が物価変動を下回る場合には、  
低い賃金変動に合わせて改定

(年金給付を賄う保険料水準は賃金水準に連動するため)

0 < 物価 < 賃金


物価 > 賃金 > 0



#### 賃金がマイナスの場合

- 賃金・物価がともに下落し、かつ賃金の下落幅が大きい場合は、下落幅が小さい物価の下落分により改定。
- 物価が上昇し、賃金が下落する場合は、年金額改定はなし(0スライド)。

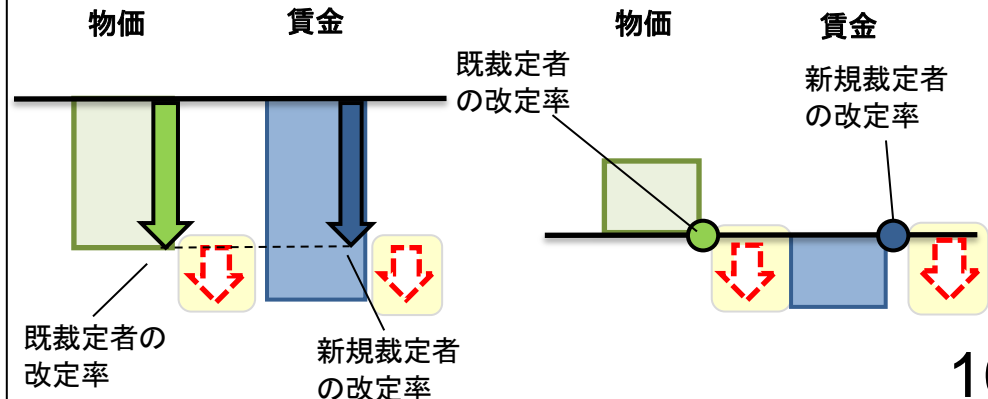
賃金変動が物価変動を下回る場合に、低い賃金変動  
に合わせて改定するルールが徹底されていない

(以下の図の  の分を年金額改定に反映させる)

⇒現役世代との均衡・将来の給付水準の確保

0 > 物価 > 賃金

物価 > 0 > 賃金



企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

## I 概要

※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 ★は平成27年度税制改正関係

### 1 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

### 2 ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。  
※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

### 3 DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

### 4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

## II 施行期日

- ・ 1③、2①、4は、平成29年1月1日（4の一部は、平成27年10月1日等）
- ・ 1①②、2②、3は、公布の日から2年以内で政令で定める日

# 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (所得税、法人税等)

## 1. 大綱の概要

確定給付企業年金 (DB) について、

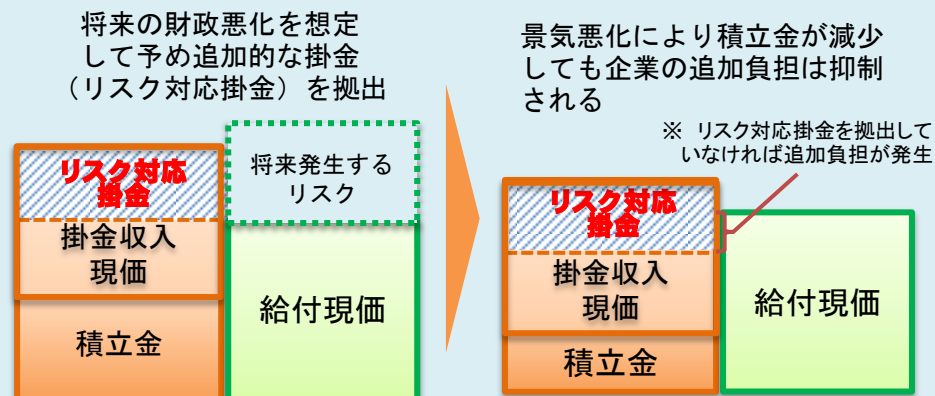
- ① 事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ② 事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者で分担する企業年金に係るもの等について、税制上の所要の措置を講じる。

## 2. 制度の内容

老後所得の充実のため、公的年金を補完する私的年金の普及・拡大が求められている中で、確定給付企業年金制度 (DB) の多様化・柔軟化を図り、企業が私的年金を取り組みやすくするため、新たに以下の仕組みを導入した際に掛金の損金算入を認める。

- ・ 将来の財政悪化を想定した、計画的な掛金拠出を可能とする **リスク対応掛金** の仕組みを導入すること
- ・ 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みである **リスク分担型DB** を実施可能とすること

### リスク対応掛金の仕組み(イメージ)



### リスク分担型DBの仕組み(イメージ)

